

厚真町人事行政の運営状況等の公表について

厚真町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等状況を公表します。

厚真町職員の給与においては、国家公務員に準じて支給されており、毎年民間との給与を比較し、その変動を人事院が毎年勧告する内容に準じて改正が行なわれています。

なお、平成十九年度の一般行政職の給与水準（ラスパイレズ指数）は、国家公務員を100とすると、町職員は九十六・一となります。

1 職員の任免および職員数に関する状況 (職員数は、平成20年4月1日現在)

区 分	平成19年度 退 職	平成20年度 新規採用者	職員数
町 長 部 局	総務課	2人	9人
	町民課	1人	10人
	保健福祉課	2人	26人
	まちづくり推進課	1人	7人
	産業経済課	1人	10人
	交流促進センター		2人
	建設課		16人
	上厚真支所		1人
	会計室		2人
	小計	7人	1人
議会事務局			3人
農業委員会事務局			3人
教育委員会	1人		14人
特別職			2人
合 計	8人	1人	105人

2 給与費の状況

(1) 給与支払額（平成19年度）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
109人	440,478千円	67,717千円	180,798千円	688,993千円	6,321千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

(2) 初任給と経験年数別平均給料月額（平成20年4月1日現在）

区 分 (一般行政職)	初 任 給	平均年齢	平均給料 月 額	経験年数別平均給料月額			
				10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
大学卒	172,200円	44歳1月	337,300円	268,700円	335,100円	373,500円	401,300円
高校卒	142,300円	48歳10月	378,300円	231,800円	268,800円	296,000円	386,800円

(3) 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

手 当 名	内 容	手 当 名	内 容
扶養手当	●配偶者 13,000円 ●扶養親族(配偶者を除く) 1人目から 1人6,500円 ※満16歳から満22歳までの子供 1人当たり5,000円加算	住居手当	●借家等(家賃12,000円を超える者に限る)の場合家賃に応じて27,000円を限度に支給 ●持ち家の場合 2,500円(管理職を除く)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当 6月期 1.4月(1.4) 0.72月(0.71) 12月期 1.6月(1.6) 0.72月(0.745) 計 3.0月(3.0) 1.44月(1.455) ・職務上の段階、職務の級等による 加算措置有り ・勤勉手当は、勤務評定により支給 ・()は平成19年度支給割合	通勤手当	(片道2km以上の者に限る) ●交通機関等を利用する場合 運賃の額55,000円を限度に支給 ●自家用車等を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円から24,500円の範囲で支給

(5) 特別職の報酬等の状況

(4) 退職手当の状況

(平成20年4月1日現在)

退職の区分	自己都合	定 年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

区 分	平成19年 4月現在	平成20年 4月現在	期 末 手 当
町 長	770,000円	770,000円	6月期 2.1月(2.1) 12月期 2.3月(2.3) 計 4.4月(4.4) ()は平成19年度支給 割合
助 役	640,000円	640,000円	
教 育 長	600,000円	600,000円	
議 長	281,000円	281,000円	
副 議 長	223,000円	223,000円	
常 任 委 員 長	200,000円	200,000円	
議 員	180,000円	180,000円	

4 職員の分限および懲戒処分の状況（平成19年度）

(1) 分限処分

処分の種類	処分事由	人数
休職	心身の故障	1人

(2) 懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告
処分人数	0人	0人	0人	0人

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間について

始業・就業時刻	8時30分から17時30分まで
休憩時間	12時から13時まで

(2) 休暇について

種類（有給）	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
有給休暇付与日数	年間20日 ※繰越可能（限度40日） 平成19年平均使用日数11.4日/人

5 職員の研修状況（平成19年度）

区分	施設への派遣	集合研修（町内）	視察研修
主な研修名	・自治政策研修センター（札幌） ・町村会（室蘭） ・市町村アカデミー（千葉）	・集合研修 ・人事評価研修	・自主研修
参加人数	14人	245人	2人

6 職員の福祉および利益の保護の状況（平成19年度）

①健康診断（対象者113人）	総合健診（人間ドック）受診者（30歳以上） 101人 健康診断受診者（30歳未満） 9人
----------------	---

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ 特別遺族給付金の請求期限は、平成21年3月27日までです。

■石綿による疾病の補償・救済について

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気なっても、病気の原因が仕事であったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況にありました。

この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」）が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金は、石綿救済法施行後3年以内に請求しなければならず、平成21年3月27日が請求期限となっており、それ以降は請求することができませんのでご注意ください。

お心あたりのある方は、早急に都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

■特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金は、平成13年3月26日以前に石綿による疾病が原因で死亡した労働者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受けることができない方を支給対象としています。

また、特別遺族給付金は、死亡された労働者と遺族との関係によって、年金または一時金のいずれかが支給されますが、年金については、請求があった日の属する月

の翌月分から支給され、請求が遅くなると受給される総額が少なくなりますので、お早めに請求されることをお勧めします。

■労災保険給付の請求について

平成13年3月27日以降に、仕事の原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。お心あたりのある方は、早急に都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

また、仕事で石綿による疾病に罹患して、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

■こんなときは…？

どのような仕事で石綿を吸い込む危険があるかお知りになりたいときは、最寄りの労働基準監督署あるいは労働局にお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)にも写真入りの解説が掲載されていますので、ご参照ください。

■各種制度のお問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、北海道労働局労災補償課（☎011-709-2311）または苫小牧労働基準監督署（☎0144-33-7396）へ、また、これらの対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（☎0120-389-931）までお問い合わせください。